

# 公民館有料化反対だより

発行：公民館有料化に反対する会（090-1884-5757 榎本）

## 【緊急連絡 公民館有料化当面実施せず】

和地東大和市長は2月21日の東大和市議会において公民館等の公共施設の使用料の見直しは当面実施しないことを明らかにしました。「当面」とはいえ、このこと自体は歓迎すべきことです。また公民館利用者の反対の声が多かったことも、市長の保留表明には無縁ではないと考えます。市長の発言は以下のとおりです。

「新型コロナウイルスの影響を考慮し保留しておりました公民館等の公共施設の使用料に関する方針につきましては、将来の維持管理コストを踏まえた今後の検討の動向を見極めたうえで改めて検討する必要があることから、当面実施はいたしません。」※市長の保留表明は右のQRコードで聞くことができる。

市長発言



和地市長は6月議会で受益者負担の原則から公民館有料化をすすめることと公言していました。また、市のホームページでも「使用料・手数料等の定期的な見直し」について実施時期の前倒しを示唆していました（ページ番号1005045 更新日2022年10月21日）。わたしたちはこれらの事実から、12月市議会で公民館使用料有料化の具体的な提案（東大和市立公民館条例第10条の改定）があるものと危惧していました。

ところが年度更新直前にしてこの方針表明です。先にも述べたとおり歓迎すべきことではあるものの、留意すべきこともあります。

## 【有料化撤回ではない】

① なにゆえこの時期、このような決定がなされたのかが現在のところ不明です。

市長は「将来の維持管理コストを踏まえた」検討のためとしていますが、「将来の維持管理コスト」はすでに想定されていたことではないでしょうか。これまでいったいこれまで何を検討していたというのでしょうか。有料化保留自体は是とするものの、このことは保留の根拠としては薄弱です。これらのことをしっかりと把握し、今後の有料化反対の取り組みに活かす必要があります。

② 今回の方針転換は「有料化撤回」ではなく「当面実施せず」であることです。しかも有料化の根拠と算定方式は以前のまま変わってはいません。東大和市は、有料化の根拠として相変わらず「受益者負担」をあげ、公民館等の使用料の原価計算に減価償却費を元にしていています（裏面の「【修正版】使用料・手数料等のあり方における市の方針(第二版)」参照：3月議会で市から資料として配布されたもの）。今後改めて有利の方針が再提案されることを覚悟しつつ、市当局の動向を注視し、時期を得た対応をとらなければなりません。

### 【お知らせ】

公民館有料化に反対する会ではこれまで何回かチラシを配布してきましたが、今後は必要に応じて不定期で「公民館有料化反対だより」として発行します。

公民館有料化に  
反対する会 HP



## 使用料・手数料等のあり方における市の方針（第二版）

（令和6年2月9日市長決裁）

令和2年9月25日付市長決裁により、「使用料・手数料のあり方における市の方針（※第一版）」を定めているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行や現在の施設の状況及び今後の公共施設再配置の検討等を踏まえ、当該方針を以下のとおり改める。

### 1 原価計算について

本方針策定後に新設、または建替及び長寿命化（大規模修繕）する施設については、その使用料の原価に減価償却費を算入する。

ただし、下記5の本文で「改めて検討する」施設については、この限りではない。

### 2 各施設の金額設定について

同種の施設において、原価の平均で算出する。

### 3 受益者負担のあり方について

(1) 施設の設置目的に沿った利用の際の使用料のあり方について

施設名称	使用料について
集会所	施設利用者に応分の負担を求める。
学習等供用施設	
公民館	
老人福祉施設	使用料は設定しない。

(2) サービスの性質に応じた負担割合のあり方について

負担割合は設定しない。

(3) 減免のあり方

真にやむを得ないものに限定する。

基本方針には共通事項を記載する。

### 4 新規の徴収について

(1) 使用料

施設名称	使用料について
陶芸小屋	施設利用者に応分の負担を求める。
ゲートボール場	
下立野林間こども広場	
芋窪老人集会所	使用料は設定しない。

(2) 手数料

今後、制度改正や新規事業の検討の際に、併せて新規の手数料の必要性について検討する。

### 5 実施時期について

上記3(1)に記載されている「施設の設置目的に沿った利用の際の使用料」の徴収等については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施時期を保留としていたが、今後については将来の維持管理コスト等を踏まえた公共施設再配置計画を策定することから、その動向を見極めた上で、改めて検討することとし、当面実施しない。上記4(1)の施設も同様とする。

なお、改めての検討に際し、必要に応じて「使用料・手数料見直しに係る基本方針」（平成27年6月3日市長決裁）の改定事務を進める。